

(19) 「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示するものについては、文字、矢印及び緑線を青色、記号を青色の地に白色、緑及び地を白色とする。

附則

この命令は、平成十二年十一月十五日から施行する。

省令

○建設省令第四十号
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十条第二項の規定に基づき、道路の構造に関する基準を次のように定める。

平成十二年十一月十五日

建設大臣 林 寛子

重点整備地区における移動円滑化のために必要な施設を設ける。以下同じ。」に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をい

う。

二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行なうために路面に敷設されるブロックをいう。

四 第二章 歩道等

(歩道)
第三条 法第二条第七項第二号の特定経路を構成する道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)
第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十二条第一項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の歩道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

第五条 歩道等

(高さ)
第六条 自動車駐車場(第二十二条第一項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の歩道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。)

第七条 歩道等

(高さ)
第八条 歩道等(縁石を除く)の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合には、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、身体障害者等の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合には、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（平成十二年十一月十五日）から施行する。
(経過措置)

2 移動円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する歩道等の区間における当該歩道等の有効幅員については、第四条の規定にかかわらず、当分の間、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

3 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することができる場合は、一メートルまで縮小することができる。

4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当分の間、第十条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」と読み替えて同条の規定を適用することができる。

O. 国家公安委員会、運輸省 告示第一号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十二年十一月十五日

国家公安委員会委員長 西田 司
運輸大臣 森田 一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田 司

移動円滑化の促進に関する基本方針

我が国においては、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保的重要性が増大しており、その前提の一つとして、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上（以下「移動円滑化」という。）が急務となっている。

本方針は、このような移動円滑化の実現に向けて、移動円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、国、地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安局委員会等の関係者が互いに連携しつつ移動円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

1 移動円滑化の意義及び目標に関する事項

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっている。来るべき高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のために、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けられるよう配慮することができるようになってきていく。

このように我が国においては、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築する重要性が

増大しており、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。公共交通機関を利用した移動は、高齢者、身体障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動円滑化の効果としては、高齢者、身体障害者等の社会参加が促進され、社会的・経済的に活力ある社会が維持されるほか、高齢者、身体障害者を含めすべての利用者に利用しやすい施設・設備の整備が実現することが挙げられる。

なお、移動円滑化を進めるに当たっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

したがって、法では、公共交通事業者等が旅客施設を新設するとき若しくは一定の大規模な改良を行うとき又は車両等を新たに事業の用に供しようとするときは、当該旅客施設及び車両等の移動円滑化基準への適合が義務付けられているほか、市町村が重点整備地区における移動円滑化に係る公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業その他の事業の重点的かつ一体的な推進に関して作成する基本構想に即して事業を実施することとしている。

3 移動円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安局委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、以下に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である鉄道駅及び軌道停留場に關し、平成二十二年までに、エレベーター

又はエスカレーターを高低差五メートル

以上である鉄道駅及び軌道停留場に設置する

ことを始めとした段差の解消・視覚障害者導用ブロックの整備・便所がある場

合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場につても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

② バスマニナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上であるバスマニナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルについても、平成二十二年までに、段差の解消・視覚障害者導用ブロックの整備・便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての旅客船ターミナルについて実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設についても、平成二十二年までに、段差の解消・視覚障害者導用ブロックの整備・便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての航空旅客ターミナル施設について実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。